

《論 文》

ジョーゼフ・ラウントリーの「公益」思想*

——三トラストの活動を中心に——

岡 村 東 洋 光

1. はじめに

イギリスには、長い歴史を持つチャリティ（とフィランソピー）という活動・組織がある。これは、政府の活動（公的・第一部門）や、営利を求める活動（私的・第二部門）とは異なるもので、民間の（非営利）公益活動たる第三部門として区分され、位置づけられてきた。このことが、民間が公益活動を担うイギリス的な特徴を際立たせている。¹⁾

民間の公益活動の法制化の試みは11世紀に遡るが、エリザベス1世時代の1601年に制定された公益ユース法によって一応整序された。公益ユースというのは、一定の公益目的を持って土地や金品を特定の人に譲り、その目的を果たしてもらうように信託する制度であった。²⁾

イギリスにおいては、民間による多様な公益活動が展開されたが、金澤（2008）³⁾は、この事態を「民間の自発的な弱者救済行為」を中心に検証して、近現代のイギリスを「チャリティが自然化した社会」と名付けた。こうして、イギリスでは、民間が自発的に公益活動を行うことは、ごく当たり前の事態であった。ある事柄が市場的な手法ではうまく処理できない場合、つまり、「社会問題」として認識された場合、その解決は、まず民間で自発的に取り組まれたのである。その中心にチャリティ（フィランソピー）があった。⁴⁾

無論、こうしたチャリティ活動も時代とともに変化するが、19世紀の半ばころまでは国家

による救貧行政は地方の有力者の無償の活動に依拠していた。世紀の後半以降になると、大規模なチャリティとしてのフィランソピーが登場し、これを補完した。それらの中に、ジョーゼフ・ラウントリー（Joseph Rowntree, 1836-1925）が1904年に創設した三つのトラストもあった。

実際には、こうした大規模なフィランソピーにもかかわらず、社会問題の最終的な解決には至らなかったのが、第2次大戦後の福祉国家の登場となる。だが、それによって民間の取り組みがなくなるわけではない。個人や近隣の親密な人々による救済を含め、多様な選択肢が民間の自発的なセーフティネットとして機能するのがイギリス流である。⁵⁾

現在では、チャリティ委員会（Charity Commission）に申請・登録されたチャリティ団体数が19万を超え（イングランドとウェールズ、2006年末）、それらが集めている資金額は520億ポンドを超えている。2010年の実質GDPが13,000億ポンドであるから、GDPのおよそ4%にあたる金額をチャリティが動かしていると言える。無論、年間収入5,000ポンド未満のチャリティは登録不要であり、これらの組織を加えると、実質的な金額はさらに大きくなる。⁶⁾

本稿では、こうした多様な活動の中から、ラウントリー・トラストの活動を事例として「公」と「私」の問題という視点から検討する。1904年に、ジョーゼフは三つのトラストを創設した。そのトラストのユニークな活動は、本

稿で「公」と「私」の問題を検討する際の、格好の事例であり、それがラウントリー・トラストを取り上げる所以である。⁷⁾

2. チャリティ（フィランソロピー） における公益概念

政府の活動は公的なものであることは自明であるが、チャリティが民間の自発的な「公益」活動であるなら、その「公益」とは何か。

公益概念の起点には、1601年の公益ユース法（Statute of Charitable Uses）の前文があった。⁸⁾ この法は、同年に制定されたエリザベス救貧法（The Act for the Relief of the Poor）に基づく、国家による貧民救済活動を補完する狙いをもっていた。救貧法に基づき、各教区の、いわゆる名望家たちが無償で救貧委員を引き受け、救貧税を徴収し、貧民に分配した。しかし、これだけでは不十分であった。そこで、当時なされていた多種多様なユースに制限を加え、まっとうな公益ユースを促進し、救貧行政を補完する必要から、公益ユース法が活用された。Charitableが「公益」と訳される所以は、それが公益活動を実行する内容であるからである。敢えて単純化して言えば、基礎的な救貧（公益）活動を国家が担い、より広い、追加的な部分を民間のボランティアズムが受け持った。⁹⁾

もともと、公益ユース（charitable use）は、後に公益トラスト（charitable trust）と呼ばれるようになるが、その法的意味は「委託者により贈与された財産を、委託者が設定した公益目的に基づき、受託者が管理・運用していく行為」であり、公益ユース法は、「公平・公正という価値的観念を背後に備えた財産の移転とその運用をめぐる財産法、すなわちエクイティ領域に含まれた信託法として発展することになった」¹⁰⁾ものである。

その前文には、次のような内容の目的が掲げられている。(1) 高齢者・障害者・無能力者・貧困者・傷病軍人等の救済、(2) 学校・大学生への

援助、(3) 橋梁・港湾・道路・教会・堤防等の建設・補修、(4) 孤児の教育・就職の世話、(5) 矯正施設の維持管理の支援、(6) 貧困女子への結婚資金・機会等の援助、(7) 若者の商人・職人・労働者への援助、(8) 囚人・捕虜の救済・釈放、(9) 困窮者への租税支払・出生費の援助。¹¹⁾

大まかに整理すれば、高齢者等労働不能者への救済（救貧活動）、教育支援、インフラの整備、若者支援などである。貧困者を対象として、「社会全体の利益を指向しながら、救貧活動その他の教区事業に対する不動産税納税者の負担の軽減」¹²⁾を目指すものであった。

「18世紀以降になると、裁判所は前文の言葉をこのような背景から切り離し、貧困の救済以外に、教育や宗教の振興、その他社会全体の利益を目的とする信託も認めるようになった。」¹³⁾ チャリティの場合、かなりの数の遺言による贈与があったので、この定義はその後「シ・プレ原則」つまり、「遺言者の意図を文字通りに実行することが不可能、不適切、違法となった場合、遺言者が表示した信託設定当初の意図にできるだけ近く、当該財産を充用しうる」¹⁴⁾に沿って解釈し直されてきた。

時代とともに公益性の概念は変わるが、追加されることはあっても削られることはなかった。その意味で、この前文のカタログは、その後の公益概念を定義する際の基準となった。¹⁵⁾

しかし、19世紀の初めころから受託者の義務違反などの問題が深刻となり、チャリティの実態の把握と規制が求められるようになる。その結果、1853年には公益信託法（Charitable Trusts Act）が定められ、チャリティの監督、支援、助言を行う機関としてのチャリティ委員会（厳密には、イングランド及びウェールズを管轄）が発足した。その結果、これ以降は、一定の範囲ですべてのチャリティに申請登録が義務付けられるようになった。また、チャリティ委員会は、準司法的なものを含む、強力な一元的規制監督権限を持つ一方で、チャリティが本来のニーズを果たすために必要な支援や助言を

行う重要な機能と責務も併せ有するものであった。¹⁶⁾

「公益」の定義に関する大きな変化は、1891年のペムセル事件の際に、マクノートン卿が1601年法の前文のカタログを参考に、時代に合わせて、「公益目的」を持つ活動を四つに分類したことであった。①貧困の救済、②教育の振興、③宗教の振興、④その他コミュニティに有益な活動、である。1601年法の前文とともに、マクノートン卿による四分分類は、その後、2006年の新法の制定まで、「公益」判断の基準とされてきた。したがって、ジョーゼフが生きた時代を勘案すれば、ジョーゼフ・ラウントリーに関する議論は、この段階を想定する必要がある。¹⁷⁾

若干、言及しておく、①貧困の救済に関しては、絶対的な基準はないが、反証の余地なく「公益」とみなされた。②教育の振興に関しては、かなり広範な学校、図書館、美術館、博物館、講座や研究への奨学金など広く認められたが、政治的な宣伝や平和と国際理解など、また、少なくとも大衆の一部の利益にならない活動、企業の従業員に対する教育などは対象外とされた。③宗教の振興に関しては、宗教的な寛容の広がりとともに、ほとんどの宗教、宗派が認められるようになった。ただし、公益性の有無を最終的に判定するのは、裁判所である。④その他コミュニティに有益な活動についてであるが、ある目的が社会的に有益で、公益性があるかどうかは、「1601年法前文の基本精神と理念に合致することを、判例と類推によって確認しなければならない」。¹⁸⁾ 付言しておく、2006年の新法では、芸術・スポーツ・環境といった幅広い領域まで、公益内容を拡げて定義がなされた点に特徴がある。¹⁹⁾

こうした民間人による「公共的な利益」を目指す活動を強調すると、民間人は、皆、公共精神に充ち溢れた人たちばかりに思われるかもしれないが、そうではない。例えば、19世紀半ばに登場する5%フィランソロピーによる労働者住宅建設に関しては、資本家は5%という配

当を得るといふ「私益」を確保したのであった。そうしなければ、公共精神の希薄な新興の資本家たちから資金提供を得ることはできなかった。彼らは、市場経済の手法では、十分な労働者向け住宅が建設できていないという状況で、5%の配当で「辛抱」した。それによって、労働者向け住宅不足という社会問題の解決に寄与したのであり、その意味で「フィランソロピー」と称されたのであった。²⁰⁾

このように、イギリスではチャリティ（フィランソロピー）という、公（public）とも私（private）とも異なる、第三の民間による自発的な公益活動が展開され、その活動を通して、「公益」の内容が問われてきた。²¹⁾

3. ジョーゼフ・ラウントリーの公益活動 —三トラストを中心に—

ジョーゼフ・ラウントリーはチョコレート製造企業家として成功したのみならず、行動的な博愛主義者であり、また、社会改革を目指す自由主義者で、進歩的な思想家でもあった。1904年、ジョーゼフ68歳の時、それまでに稼いだお金の有意義な使い道として、三つのトラストを創設した。三つのトラストの活動は、元々会社の株式の寄付によった。そのため、しばしば二つの誤解が生まれた。すなわち、三つのトラストは相互に結びついている、および、会社と結びついているという誤解である。だが、三トラストは一貫してラウントリー・チョコレート会社からは独立してきたし、不思議なことかもしれないが、ヨークという場所は別として、それらはお互いに独立して活動を分担してきた。それらは法律上、別々の受託者委員会をもち、また、株主ではあっても、ラウントリー会社からは分離された団体であった。²²⁾

トラスト発足時には、彼の工場の従業員数は3,000人を超えていた。すでに、1895年以来、市内の手狭な工場からHaxby Roadへの工場移転が開始されていたが、他方では、従業員による工程の（日本的な経営と類似の）「カイゼン」

を奨励する制度と成果を掲載した企業内雑誌である *The Cocoa Workers Magazine* が創刊されていた。そして、工場内には無料薬と歯の治療施設が設けられるとともに、労働時間内に企業の負担で、少女のための家庭学級が17歳以下は義務として開設されていた。つまり、この時点までに、ラウントリーは従業員向けに相当な福利厚生を行っていた。したがって、三トラストの創設は、福利を「企業内(の従業員)」から「地域社会(の人々)」へと拡大していくことを意味した。

ジョーゼフは、手にした資産を生存中に有意義に使いたいという考えに従って、資産の半分は家族に残し、残りの半分を使って三つのトラストを創設した。第一のもの (Joseph Rowntree Charitable Trust) は社会的、慈善的、宗教的なトラストであり、その機能は、社会的調査、成人教育、フレンド会の諸活動を資金的に支援するものとして設立された。第二のもの (Joseph Rowntree Social Service Trust) もまた、その意図と目的において社会的トラストだったが、法的な形態においてはそうではなかった。それは、慈善的トラストに属するいかなる基金によっても法的に支持され得ない社会的、政治的な仕事を引き受ける権限を有していた。本質的にはこれら二つのトラストは同じ目的を持っていたが、ジョーゼフは二つの区別を、単に法的な必要性に従って考えた。他方、第三のトラスト (Joseph Rowntree Village Trust) は、生活条件、とくに、ニュー・イヤーズウィック住宅村の創設と管理を受け持つものだった。

ジョーゼフが1904年トラストの創設にあたり、受託者たちに向けて残したメモに、彼の思いが記されている。長いので、要約して示すと以下のような論点が見られる。

「お金は、一般的に、生存中にもっとも望ましい方法で使われるということは、しばしば言われるが、それは全く正しいことだ。私の生存中、長きにわたり私が管理してきた結果と同じ結果を、このお金が将来にわたって確保するに

は、どうやれば可能だろうか。私の妻と子供たちの心からの同意のもとに、これらのトラストが設立されたことは、私にとって大きな満足をもたらす出来事であった。

ジョーゼフ・ラウントリー・チャリタブル・トラスト (JRCT) と、ジョーゼフ・ラウントリー・ソーシャル・サービス・トラスト (JRSST) は、35年も経たないうちに終焉を迎えるであろうが、他方、ジョーゼフ・ラウントリー・ヴィレッジ・トラスト (JRVT) は、永遠である。

前二者は、私の思想と方向性を同じくする受託者によって管理されるであろう。公益(慈善 charitable)トラストは、言葉の合法的な意味で「公益」の目的で設立される。ソーシャル・サービス・トラストは、私の考えでは、コミュニティの安寧(福利)のために、少なくとも公益トラストと等しく重要である。だが、私が助言するように、それは公益トラストに含まれたとしても、その活動を定義する現在の法的定義の外にあるので、法的には、チャリティとしての妥当性を損なうものである。

これら二つのトラストの違いは法的にチャリティであるかどうかだけである。二つのトラストに共通する原則として、心に留め置くべきことは、受託者も監査役も特別の例外を除き、現在の教会には補助金を出さないように資金の割り当てを指揮し、指導すべきであるということ。また、他の者が与えようとする寄進や寄付については、これを妨げるような措置は、私の考えでは、注意深く避けられるべきである。

私が感じていることは、目下のフィランソロピックな努力の多くは、弱点や害悪のもっともわべの現象の救済に向けられている。他方、それらの下に横たわる原因の探索には、わずかの思考や努力が向けられているにすぎない。

おそらくわが国民生活に最大の危険は、利己的で、節操のない富の力から生まれる。その富は、新聞を通して世論に大きな影響を与える(すなわち、麻薬と酒の売買、それに南アフリカ戦争)。そのために、もし許されるなら、

ソーシャル・サービス・トラストの理事たちは、一社または数社の新聞社を、利益のためではなく、世論に正しい方向の影響を及ぼす目的で購入し管理することを、私は望んでいる。

もし、今日実行されている莫大な量のフィランソロピーが、賢明にも、社会の欠陥や害悪の原因に振り向けられるならば、数年の間に、イングランドの様相は変わるであろう。

私はすでに、土地問題をほのめかした。土地の国有化、あるいは土地の価値への課税、ないし不労利益の占有のような局面、これらすべてには、今までよりもっと大きな注目が注がれるべきである。もし、理事か受託者の誰かが、有能な調査員と労働者とこれらの問題で協働できるなら、大きな額がこの方向に向けられることは全く適切なことである。」²³⁾

このメモに見られるように、ジョーゼフ・ラントリーは、住宅トラストを除いた二つのトラストが、35年もすれば、その役目は終わると想定していた。なぜなら、目下、実行されている莫大な量のフィランソロピーが、社会の欠陥や害悪の原因（究明とその解決）に振り向けられるならば、数年もすれば、イングランド社会の姿が変わるといふ展望を抱いていたからである。その社会改革の先頭に立つべき二つのトラストのうち、前者JRCTはキューカー事業の助成や、社会調査、成人教育のために作られ、後者JRSSTは同じ目的を持ちながら、チャリティ組織ではなく、創設者の考えに沿って、より自由に、イギリス社会の民主化を促進するための活動を支援するものであった。²⁴⁾

住宅村トラスト

まずは、住宅村トラストについて触れておこう。ジョーゼフが作った三つのトラストのうち、最も明白に「公益」に寄与すると考えられたものが、住宅村トラストであった。自分の工場の従業員に限定することなく、一定の家賃を支払うことができる者であれば、だれでも入居できる住宅村を作ることは、明らかに「公益」に適う活動であった。かれは、この課題に対

し、住宅村トラスト The Village Trust（その後、1959年に Joseph Rowntree Memorial Trust に、1968年には Joseph Rowntree Housing Trust になり、さらに1990年には、JRHTを含む、現在の Joseph Rowntree Foundation となった）を設立し、New Earswickにおいて住宅村の建設と管理を目指した。²⁵⁾

住宅村の建設は、ジョーゼフの住宅問題に関する認識に始まる。切っ掛けは、ある時、従業員とともに北ヨークシャーの高原にピクニックに出かけた際、雨でぬれた体を乾かすべく、帰途立ち寄ったウィットビーのパブで彼らのうち数人が酩酊し、騒ぎを起し警察沙汰になったという苦い経験にあった。ジョーゼフはこの事件から、労働者の過度の飲酒が、彼らのモラルの問題を引き起こすことを学び、節酒運動に関心を抱くようになった。節酒運動と調査の成果は、1899年に出版された、A. Sherwellとの共著『禁酒問題と社会改良』であった。²⁶⁾

やがて彼は、節酒運動から住宅問題へと転換することになる。その契機はC.ブースによるロンドンの社会調査に刺激を得て、ジョーゼフは息子シーボームに勧め、ヨークの労働者の全家庭を調査員に訪問させ、生活状況に関する聴き取り調査をさせた。その調査の結果、明らかになったことは、収入に占める飲酒の割合が4割を占めていたこと。加えて、労働者の家庭では、一部屋で暮らしているケースも多くみられ、こういう場合には、仕事を終えて帰宅後、寛ぐためにパブを訪れることになり、住宅事情の改善がなければ、飲酒の習慣を改めることは非常に難しいと認識するようになった。

無論、節酒や禁酒が、数多くの労働者の生活上のモラルの改善に繋がるであろうし、また、収入に占める4割が酒代に回るといふ状態を改善することは、「公益」活動に思えたであろう。しかし、それ以上に、ジョーゼフは、この調査を通して、ヨークの町における、粗末な労働者住宅を社会問題として認識することになった。つまり、労働者の生活の向上のための禁酒運動の推進よりも、一間で暮らす労働者の住宅事情

の改善こそが、労働者の暮らしの質の向上、すなわち「公益」に直結するものと考えようになったのである。

時は、丁度、田園郊外住宅が作られ、田園都市構想が具体化してきた時代であった。実際、ジョーゼフ自身もこの構想に関わっていた。住宅村計画の実行のために、1901年には、いずれも新しい田園都市構想に強い関心を持っていたプランナーのR. Unwinと建築家のB. Parkerを雇った。彼らは後に、レッチワースの田園都市の設計に携わった人物である。ジョーゼフは、澄んだ空気、豊かな緑と十分な太陽の光を取り入れた設計を依頼した。

その際、ジョーゼフにとって大いに参考になったのは、G.リーヴァー卿によるリヴァプール郊外のポート・サンライトや、G.キャドバリーによるバーミンガム郊外のボンヴィルといった、当時の啓蒙的企業家によって建設された住宅村であった。前者の作った住宅は素晴らしかったが、自社の従業員のみを入居させるという限界があった。他方、後者は賃貸住宅とし、従業員のみならず、家賃を支払うことができる者であれば、誰でも受け入れるものであった。その出来栄は素晴らしいものであったが、果樹・菜園用地を含む1戸当たりの敷地が広すぎたため、家賃が高くなり、その結果、相対的に高賃金を得ている労働者しか入居できないという欠点があった。²⁷⁾

そこで、ラウントリーは、ヨーク在住のすべての住民向けに、セミ・デタッチド・ハウスの形式を採用して、相対的に安い家賃による運営を可能にした。ラウントリーは収益を配分する必要のないトラストの強みを活かして、5%よりも低い3.5~4%の利子率に応じた家賃を設定し、最低賃金の労働者でも、節約すれば入居可能な住宅村にした。²⁸⁾

ジョーゼフは、住宅トラストをチャリティ組織として作り、住宅づくりは、ほぼ永遠に続くものと考えていた。したがって、入居者から取り立てた家賃収入は、株式会社のように配当されることなく運営資金に回された。民間の企業

家が、稼いだ財産を信託して住宅村を建設運営していく活動は、まさに、「私」が「公」を担うものであり、こうした活動は、イギリスでは第三部門(含むチャリティ)として、多数展開された。トラストに基づく住宅村建設と管理運営は、「公益」活動であった。²⁹⁾

慈善(公益)トラスト

他方、ジョーゼフは、先に指摘したように、チャリタブル・トラスト(JRCT)と、ソーシャル・サービス・トラスト(JRSST)が、35年も経たないうちに終焉を迎えるであろうと考えていた。自分が先頭を切って社会悪の解決に努力すれば、主旨に賛同する者たちが後に続いて登場し、やがて35年後には、すっかりイギリス社会の様相が変わるはずだと考えていたのである。これら二つのトラストは、その目的の実現に対し、大きな役割を果たすに違いないという期待もしていた。前者は、チャリティ組織であるが、後者はそうではない。前者は、チャリティ法に適っているという意味で、公益を目的として設立された公益トラストであった。ジョーゼフは、二つの組織を使い分け、社会問題の解決に取り組んだのであった。³⁰⁾

JRCTは、成人教育を中心とした支援を行ってきた。支出の内訳をみると、創立から1913年迄の数値は不明であるが、1918年頃まではキューカー関係の活動支援と教育助成金が大半であった。総額は4千から5千ポンドと少額であった。(戦後のインフレの影響か)1919年から総額が1万ポンドを上回るようになり、大戦間の1930年には総額で約1万5千ポンドに達し、成人教育とセツルメントに約5割という最も大きな額が割り振られた。キューカー関係の活動支援と教育助成金は、以前とあまり変わらずコンスタントな支出がなされていた。第2次大戦後は、成人教育への補助は相対的に減り、キューカー関係の活動支援と教育助成金は変わらないが、他方で、社会調査と福祉関係の支出が増えている。³¹⁾

1913年から1954年の間で、全体としての特

徴は、成人教育への支出が多く、この領域に最も力が注がれていた点にある。運営方針を特徴づけたのは、キューカーの思想であったと考えられる。他者への思いやり、同情心に基づいて、何らかの事情で困難を抱えた人々への支援活動が目立つ。JRCTが成人教育に取り組んだのも、学校教育がなされているにもかかわらず、何らかの事情で字の読めない人々がいたからであり、彼らに同情し、救済の手を差し伸べた。それは、かつてのアイルランドのジャガイモ飢饉の際に、いち早く救済・支援に乗り出したのと共通している。

ジョーゼフは、JRCTは小さな規模だが、最初に手を付ければ、やがて他のより大きな団体が後に続くであろうと考えていた。実際、他の宗派も競って成人教育に取り組むようになる。しかしながら、第一次世界大戦後あたりから、成人学校が社会の進歩から次第に取り残されるようになってとともに、成人教育のキューカー・モデルは、時代環境に合わせた変更を加えることができなかった。³²⁾

不特定多数を相手とする成人教育が「公益に合うかどうか」であるが、当時、読み書きができない多数の人々がいたという事実から、また、「教育」という目的はマクノートン卿の定義に照らして適合する。ゆえに、成人教育は公益に合う活動であった。私的な動機で作られたトラストが公益を担ったのである。

ジョーゼフによれば、社会の害悪の最たるものは「過度の飲酒」であり、これは節酒運動で克服されるはずであった。また、息子シーボームは、ギャンブルに注目した。いずれにしても、労働者を「教育」することが、社会改良の鍵とされたのであった。だから、成人教育が重視されたのである。トラストが引き受けた数多くの多様なプロジェクトは、そうした指導原理と、(特に、リベラルな出版を強化することによって)表現の自由を確保することや、節酒運動と反ギャンブル運動に対する、そして、貧困救済のための活動に対する、ラウントリー家族の特別な関心の直接の結果であった。

先の住宅トラストと公益(慈善)トラストが取り組んだ、「労働者住宅の建設」と「読み書きのできない労働者の教育」に関しては、「公益活動」に疑いはない。

社会サービス・トラスト

次に取り上げるJRSST³³⁾は、法律上、これら二者と対照的な存在であった。なぜなら、その発足時に、公益トラストの場合には、無期限に財産を保有し得ること、税法上の恩典を享受できること、という利点があるにもかかわらず、ジョーゼフは、敢えて、チャリティ団体としては申請しなかったからである。³⁴⁾ 唯一の義務は、会社登記にその年次報告と会計簿を送ることである。他方、合法的チャリティ組織からは補助金を得ることができない「公益」活動に、助成金を付与することができた。この性格を活かして、ジョーゼフは、現在は公益活動には振り分けられないかもしれないが、近い将来、きっと公益であると人々が認めるに違いないと考える活動に助成金を出した。³⁵⁾

チャリティであるためには、以下の4つの原則をクリアする必要があった。①公益(広く一般に利益)をもたらすこと、②独立的な運営(政府やビジネスから独立)、③非営利の事業を行う(利益配分をしない)、④政治団体ではないこと、である。JRSSTの活動は、企業からも、政府からも独立しており、非営利の団体である。民主主義の促進や自由の維持と拡大は公益に合うと思われたが、もし、チャリティ組織としてチャリティ委員会に申請・登録するならば、「マクノートン卿の四項目に」含まれる活動をしなければならない。そうでなければ、税制上の優遇措置は受けられない。だが、ジョーゼフは、その点を理解した上で、敢えて、合法的なチャリティに縛られない活動を目指した。

彼は、若い頃(1868年)、イングランドの現状を分析した論文で、次のように書いていた。「通常実践されている慈善、贈与の慈善、正義の関わりをする慈善は、それが救済する悲惨の多くを生み出すものであり、それが生み出す悲

惨のすべてを救済はしない。」³⁶⁾ 同じく、先に引用した1904年の創立メモにも、「目下のフィランスロピックな努力の多くは、弱点や害悪のもっとうわべの現象の救済に向けられている。他方、それらの下に横たわる原因の探索には、わずかの思考や努力が向けられているにすぎない。」と書いている。

彼がJRSSTで目指したことは、眼前の悲惨に慈善活動するよりも、むしろ社会の害悪の基礎に横たわる原因を発見するために、莫大な量のフィランスロピーを振り向けることにより、数年の間に、イングランド社会の様相を変えることにあった。再び、創立メモを参照しよう。「おそらくわが国民生活に最大の危険は、利己的で、節操のない富の力から生まれる。その富は、新聞を通して世論に大きな影響を与える（すなわち、麻薬と酒の売買、それに南アフリカ戦争）。そのために、もし許されるなら、JRSSTの理事たちは、一社または数社の新聞社を、利益目的ではなく、正しい方向に世論に影響を及ぼす目的で購入し管理することを私は望んでいる。」³⁷⁾

ジョーゼフには、ボア戦争（南アフリカ戦争）を経験して、それが大資本家や金融資本の利権に関わっているもので、大部分の人々にとって戦争は「人間性の大きな侵害」であり、戦争に反対することは「社会的進歩の正当な手段」であり、ゆえに、新聞による反戦争キャンペーンは、必ず、世論に支持されるに違いないという確信があった。³⁸⁾

そのために、ジョーゼフはトラストの受託者たちに、広範な権力を与えた。この期待に応えてJRSSTは、当時の社会問題に対して、積極的な行動を起こした。特に、世論に大きな影響を及ぼす新聞社の買収に乗り出し、北部において10数社の新聞社を買収し、反軍国主義のキャンペーンを張った。これには、パーミンガムのキャドバリーも連動した。当時の自由党支持者の中の有力なメンバーが反戦争、反軍国主義のキャンペーンに地方紙を中心として取り組んだのであった。

1925年に89歳でジョーゼフが亡くなった後も、1939年までに、*The Northern Echo, Morning Leader and The Star*を含む新聞や雑誌に対し、トラストの支出の45%がなされた。その間、新聞は経済的に成功したし、進歩的なりベラルな思想に宣伝機会を提供したが、ジョーゼフが非難したギャンブルという問題からは逃れられなかった。³⁹⁾ ところで、このJRSSTによる反戦争キャンペーンは、「公益活動」と言えるのか。キューカー、したがって平和主義者であったジョーゼフの立場からは、将来、それは「公益」として世論に支持されるものと予測していた。そういう意味で、彼は「公益」を確信していた。だが、実際の歴史では、人類は2度に亘る世界大戦を経験した。その意味では、ジョーゼフは見通しを誤った。しかし、イギリスが軍国主義に傾く中、反軍国主義キャンペーンをJRSSTに託したジョーゼフの意図を非難することは、誰もできない。

4. ジョーゼフ・ラウントリーの「公益」思想の特徴

ジョーゼフと同時代の、キューカーではない企業家たちも、競うように、従業員に対する福利厚生や社会へ向けてのフィランスロピーを行った。例えば、従業員に対する福利を兼ねた工場住宅村作りでは、先に挙げたウィリアム・リーヴァー（ポート・サンライト）の他、古くはロバート・オーエン（ニュー・ラナーク）に始まり、タイタス・ソールト（ソールティア）やエドワード・アックロイド（アックロイドン）等がいた。

また、従業員福利から地域社会へと門戸を開けたボーンヴィル住宅村の建設と運営におけるキャドバリー兄弟の他に、大きな資金を寄付し、財団を作り、ロンドンに労働者向け住宅を作ったG.ピーボディがいた。同じくE. C. ギネス、N. ロスチャイルド、サムウェル・ルイス、ウィリアム・サットン等が非営利の財団を作り、労働者向け住宅を作った。彼らは共通し

てヒューマニタリアニズムの持ち主であったと言える。こうした新興の企業家による大規模なチャリティとしてのフィランソロピーの実行のなかに、伝統的な地主階級への対抗心を見いだすことも可能であろう。⁴⁰⁾

多様なチャリティが機能する社会では、福祉の領域に限らず、もっと多様で広範な領域において、多くの企業家が自らフィランソロピーを行ったのである。これらの活動が、自発的なセーフティネットとして、イギリス社会を支えてきたことは言うまでもない。だが、彼ら企業家にとっては、こうしたチャリティ（フィランソロピー）は、現状の社会の仕組みを前提として、それを守るセーフティネットでもある。

他方で、たとえそうであったとしても、チャリティは、確かに、目の前の困っている人々を助ける働きをするのであり、そういう意味では決して無駄でも、無意味でもない、とジョーゼフは考えていた。⁴¹⁾ こうした企業の従業員に対する福利厚生やチャリティ（フィランソロピー）に関して、ジョーゼフは数多くの慈善企業家たちと価値観を共有していた。

だが、単なるチャリティ（眼前の社会問題を「短期的に」解決する慈善活動）は、その対象である社会問題を生み出す原因を取り去らないので、問題自体は永遠に生み出され続ける。ジョーゼフは、このことを問うた。社会問題の基礎に横たわる原因の解明と解決へ向けての活動、イングランドの様相を変える社会改革という発想がジョーゼフを彼らと区別する。「インドの飢餓に襲われた人々のための資金を得るのは、こうした繰り返し起こってくる飢餓の原因の探求調査を開始するよりはるかに容易である。ヨークのスプ・キッチンが十分な金銭的援助を得るのは決して困難ではないが、貧困の程度と原因の調査にはほとんど支持がないであろう。——中略——私の考えでは、したがって、病院、救貧院、もしくは同様の施設にトラストから金を出すことはきわめて望ましくない。」⁴²⁾

社会問題の「原因」を考察するようになった

背景に、弱者に寄り添うクェーカー思想を挙げることができよう。少年の頃、アイルランドのジャガイモ飢饉の実態調査と救済策を模索するために、クェーカーの父親と校長、兄とともに訪れた経験を、ジョーゼフは生涯忘れなかった。また、父親が1858年にヨーク市長に推薦された際に、長く差別されてきた宗派であるクェーカー教徒であることを理由に、100ポンドの罰金を支払ってまでも固辞した「事件」は、ジョーゼフに反骨精神を教えたであろう。ジョーゼフの社会変革の思想は、クェーカー主義に裏付けられていたというのが、T.フラワーの見解である。⁴³⁾

ジョーゼフの言によれば、クェーカー主義では、個人の必要性を超えた富は、公共の福祉（common good）のために使われるべき、と考える。それゆえ、稼いだ富の半分がトラストの創設に使われた。しかし、自由がわれわれの個人的な、また共同的な責任において存在するのと同じく、利害も相互の結びつきや相互依存において存在する。だから政治的な、あるいは社会的な行動によって、われわれの財産は守られたり、創りだされたり、破壊されたりする。ここには、ジョーゼフ（おそらくクェーカーに）固有な、（地域）社会（同胞）に対する責任意識がうかがえる。つまり、富は社会の中でつくられるものなので、富者はその富を社会に活かさねばならない、という認識である。

当時、イギリスの上流階級には、ジェントルマン的モラル、つまりノーブレス・オブリージュが生きていたと考えられる。これに対し、ジョーゼフはクェーカーとして、富は社会的に作られるものだから、一定以上の富を手にした者は、それを社会に還元する義務を負っているといった、富者の社会的責任観を打ち出したのであり、その中に、「私」と「公」の独特な捉え方があったと考えられる。富者が社会に対する責任を感じることは、ジェントルマンもクェーカーも共通しており、富の一部を自発的に、公益のために使用する行動は、ジェントルマン、クェーカーに加えて、フィランソロピーを行っ

た新興の企業家にも共通する。しかし、その裏付けとなる考え方が異なる。⁴⁴⁾

確かにクェーカーは、近代の様々な種類の企業の発展を導いた。彼らは、資本主義の発展につながる、勤勉、正直、禁欲といったモラルを備えていた。他方で、クェーカーは、ビジネス、慈善あるいは社会的な関わりにおいて、利己的ではなく、誠実、正直な取引、立派であることを称賛し、虚飾や個人的な物質主義を避けた。そうしたモラルが、例えば、銀行、石炭、銅採掘、鉄道、石鹼とアルカリ、チョコレート、ビスケット、製薬などで著名な企業を創り出す要因となった。⁴⁵⁾

その他、ジョーゼフは、他の企業に先駆けて1906年に企業年金制度を作り、1923年には利益分配制度を作った。こうした労働者の福利厚生や、彼らとの連携を進める発想をクェーカー主義に帰す考え方もある。この点に関して、クェーカー主義に顕著に見られる傾向としては、迫害の中から学んだ平等主義がある。彼らが神の前での平等という思想に裏付けられて、奴隷制反対運動や精神病患者と囚人に対し、人間的な扱いを求めたことは、周知のことである。また、誠実、正直といったモラルも企業経営上、重視された。⁴⁶⁾

また、ジョーゼフが、JRRTをチャリティに申請・登録しなかったのは、合法的なチャリティ（公益）には含まれない活動をしたかったからであった。つまり、チャリティ委員会の「公式な」見方に対し、彼はあえて異を唱え、自ら信ずる「公益」活動をしたかったからである。そのことから、彼は合法的なチャリティ（公益）概念よりも、より広い「公益」概念を想定していた、と見なされる。

実は、このような種類の活動が、現下の「公益」概念を拡張していくものであり、イギリスの公益概念が、時代とともに変化し、拡張してきたこと背景にある。つまり、われわれは、チャリティ委員会の認定した公益概念を、多様な非営利活動が、時代とともに「拡張」していく姿に、イギリスの「公益」のあり方の一端を

見ることができるのである。⁴⁷⁾ また、そもそも第三部門が、狭義のチャリティには括弧されない、民間の多様な自発的な活動を含む、包括的な概念であること自体、拡張の可能性を絶えず含むものといえる。

ジョーゼフ・ラウントリーの精神は現在でもJRRT (JRSSTを1990年から改称) に貫かれている。それは、第三部門の非営利活動として、政治的なキャンペーンやロビー活動の目的に対し、補助金を与えるため、あるいは、他のチャリティ基金には選択されない計画に補助金を与えるために、その収入に税金を支払って活動するトラスト会社である。それは政治的、民主的な改革を促進し、市民的な自由を守るために活動している。その精神は、ジョーゼフの次の言葉に象徴されている。

「要するに、われわれは我々が横たわるベッドを作るのである。すなわち、われわれは我々自身の現実を構築するし、それゆえ、それを変えることができる。しかし、これは、まずは、現実世界において進行する事柄を見抜くことが疑いなく重要である。」イギリスにおける「公益」概念は、こうして日々進化してきたのである。⁴⁸⁾ イギリスが「チャリティが自然化した社会」という時、まさにこのような民間の自発的な公益活動が展開されている状況を意味している。

* この論文は、科学研究費の基盤研究(B)「国際的連関の視点から見るフィランスロピーの比較研究」(2008年度~2010年度、研究課題番号: 20330040)の成果の一部である。

1) 市民社会という用語が使われる場合があるが、市民社会はあまりにも多様な系譜と意味合いを持っており、誤解を招きやすいので、本稿では使わない。これに関しては、Jose Harris (2003), "Introduction: Civil Society in British History: Paradigm or Peculiarity?" In ed. by J. Harris, *Civil Society in British History Ideas, Identities, Institutions*, Oxfordを参照。日本においても同様である。植村邦彦(2010)『市民社会とは何か』平凡社新書を参照。

- 2) 信託とエクイティに関しては、さしあたり以下のものを参照。D. J. Hayton (1993), *The Law of Trusts*, 2nd ed., 監訳新井誠, 三菱信託銀行信託研究会訳『信託法の基本原理』勁草書房。F. W. Maitland (1909), *Equity A Course of Lectures*, Cambridge. トラスト60・エクイティ研究会訳『エクイティ』有斐閣, 1991。水島廣雄(1967)『信託法史論』改定版, 学陽書房。
- 3) 金澤周作(2008)『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会。
- 4) チャリティ(フィランソロピー)については、金澤周作(2010)『フィランソロピーの帝国』の歴史』『大原社会問題研究所雑誌』626を参照。ジョーダンとオーエンは必読文献である。W. K. Jordan (1959), *Philanthropy in England 1480-1660: A Study of the Changing Pattern of English Social Aspirations*, London. D. Owen (1964), *English Philanthropy, 1660-1960*, Massachusetts. 定義については岡村東洋光(2010)「フィランソロピー研究の現代的意義と用語の整理」『大原社会問題研究所雑誌』626号も参照。
- 5) G. Finlayson (1994), *Citizens, State and Social Welfare in Britain 1830-1990*, Oxford. 岡村東洋光・高田実・金澤周作編著(2012)『英国ボランティアの起源—資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房参照。
- 6) 文部科学省『諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書(平成19年3月)』。
- 7) ジョーゼフは、貧困調査で知られている Benjamin Seebom Rowntree (1871-1954)の父親で、生前は、息子以上に熱心にフィランソロピー活動を行った人物である。Anne Vernon (1958), *A Quaker Business Man: The Life of Joseph Rowntree 1836-1925*, York. アン・ヴァーノン佐伯岩夫・岡村東洋光訳(2006)『ジョーゼフ・ラウントリーの生涯』創元社。
- 8) L. A. Sheridan (1992), *The Modern Law of Charities*, 4th ed., Barry Rose Law Publishers Ltd. (1998), *The Barry Rose Charity Statutes*.
- 9) 岡村・高田・金澤(2012)「序章」を参照。国家の政策とチャリティは、元々、対立するものではなく、両者の協働関係が一貫している。
- 10) 岡田章宏(2007)「イギリス—チャリティに関する法を中心に(シンポジウム アソシエーション法の比較研究—〈国家—社会—個人〉をつなぐ法のすがた)」比較法学会『比較法研究』69, 35頁。大野秀夫(1991)「ユースの起源とその発展」『信託法研究』15参照。
- 11) この内容は1597年法ですでに定められていた。松山毅(2002)「Statute of Charitable Uses (1601)に関する一考察」『社会福祉学』42(2), 14-5頁。
- 12) D. J. Hayton (1993), *The Law of Trusts*, London, 2nd ed., p.107. 監訳新井誠, 三菱信託銀行信託研究会訳(1996)『信託法の基本原理』勁草書房, 125頁。
- 13) D. J. Hayton (1993), p. 107. 三菱信託銀行信託研究会訳(1996)『信託法の基本原理』125頁。
- 14) 野口昌宏(1987)「公益信託財産における Cyprus原則について」日本法政学会法政論叢 23, 117-127頁。
- 15) 松山毅(2002)11-21頁。
- 16) 金澤周作(2012)「前史 現代チャリティ法制の一起源」『英国福祉ボランティアの起源』ミネルヴァ書房。
- 17) その後の経緯を簡単に見ておくと、まず、1960年チャリティ法による改革として、チャリティ委員会の審査・登録がより厳格にされるようになる。それによると、登録要件として年間収入等の他、マクノートン卿による「公益目的の四分類」に照らして、「公益」という用語に含意された公衆の利益に関して、当該団体の目的が「公衆に対して利益をもたらすもの」であり、かつ、「その利益を享受する公衆が十分な大きさを持っている」こととされた。また、実際に登録されたチャリティ団体の法的形態は、公益目的を有する法人格なき団体(公益信託, 非法人の社団など)、1862年の会社法に基づき設立された法人や勅許状により設立された法人等、多様であった(岡田(2007)38頁)。
- 加えて、公益の拡大という点では、1972年のチャリティ・コミッショナーの報告が目される。それによると、公益目標が新しい領域へと拡大した事例として、①環境保全問題等にかかわる領域、②科学、技術の研究助成等に関わる領域、③芸術・文化等に関わる領域が挙げられている。参照; ピアス・E・ルード(1975)「イギリス連合王国の公益信託と公益活動」『信託』102, 80-87頁。

さらに、2006年には、社会の変化に応じた修正が新チャリティ法 (Charities Act 2006, s. 1) においてなされた。注目すべきは「このチャリティ法改革は、上からの改革ではなく、チャリティ・セクターからの問題提起に政府が応える形で進展した」(網倉章一郎(2008)「英国の新チャリティ法の成立とチャリティ・セクターのあり方」『城西国際大学紀要』16(1), 51-89頁。永井伸美(2007)「イギリス「2006年チャリティ法」にみる非営利組織の新展開」『同志社法学』59(4), 41-84頁)もので、民間主導でなされた点である。

新法では、登録の目的は以下のいずれかの項目に該当すること、および、それが公衆の利益に資するものであること、が定められた。同法2条2項に列挙された目的とは、以下のようなものである。(a) 貧困の防止または救済、(b) 教育の振興、(c) 宗教の振興、(d) 健康の増進と救命、(e) 市民社会の発展の促進、(f) 芸術・文化・伝統・科学の振興、(g) アマチュア・スポーツの振興、(h) 人権擁護・紛争解決・和解の促進、(i) 環境の保護と改善、(j) 若年・高齢・病弱・障害・経済的苦難等により困窮している人々の救済、(k) 動物の福祉の増進、(l) 軍隊・警察・消防・救命救急サービスの効率性の促進、(m) 同法2条4項に該当するその他の目的。Lloyd Stephen (2007), *Charities: The New law 2006: A Practical Guide to the Charities Acts*, Bristol. Robert Meakin (2008), *The Law of Charitable Status Maintenance and Removal*, Cambridge.

これは、先のマクノートン卿の四分類の現代化と言えるものである。项目的に整理してみると、四分類のうち、(a) (b) (c) の三項目については基本的に同じである。(d) その他の項目が大きく拡張され、細分化されていることがわかる。それらについて、1601年の公益ユース法の前文と比較すると、(d) 健康の増進と救命、(e) 市民社会の発展の促進、(f) 芸術・文化・伝統・科学の振興、(g) アマチュア・スポーツの振興、(i) 環境の保護と改善、(k) 動物の福祉の増進、(l) 軍隊・警察・消防・救命救急サービスの効率性の促進、のような点が新しい項目である。

そのうち、(e) 市民社会の発展の促進、の中には、市民的な自由や権利に関する活動が含まれるので、ジョーゼフが望んだ活動の一部が含まれる

ようになった、と考えられる。また、芸術・科学等やスポーツの振興、そして環境保護、動物愛護といった項目が含まれている。逆に、消失した項目としては、インフラの整備と思われる項目、(3) 橋梁・港湾・道路・教会・堤防等の建設・補修、である(但し、教会を除く)。

そして、一つの重要な改正点は、従来の法において、救済、教育の振興、宗教の振興については、公益性ありとの推定が生じたが、新法の下では、すべての類型について、公益的であることを改めて証明しなければならないこと。また、留意点として、以上の項目は閉じられたものではなく、社会の進展に伴う新しい公益の出現を想定していることである(植田淳(2008)「イギリスの公益信託における公益概念」『神戸市外国語大学外国学研究』70, 87頁。網倉章一郎(2008))。そして、チャリティが登録されることで税制上の優遇措置をうけられることで、社会問題の解決にあたる公益活動が促進されるという仕組みである。

- 18) D. J. Hayton (1993), 三菱信託銀行信託研究会訳(1996)『信託法の基本原理』131頁。公益性の発展に関するこの整理は、同書124-35頁を参照。
- 19) 中島智人(2012)「現代 ボランティア・セクターと国家の現在」『英国福祉ボランティアリズムの起源』ミネルヴァ書房。
- 20) 5%フィランソロピーは労働者向け住宅問題を量的には解決しなかった。しかし、ゆるい管理を好む労働者には不評であったものの、生活環境の質的な改良という側面では寄与した。量的な問題解決には、国家の介入が必要であった。参照、Peter Malpass (2000), *Housing Associations and Housing Policy*, London. 岡村(2012)「第1章 チャリティの倫理と資本主義の精神」『英国福祉ボランティアリズムの起源』ミネルヴァ書房。
- 21) 以上のようなボランティアな活動の展開に関する先行研究に関しては、金澤(2012)を参照。特に、W. K. Jordan (1959)とD. Owen (1964)は必読文献である。第3部門の重要性に関しては、R. J. Morris (1983), "Voluntary Societies and British Urban Elites, 1780-1850: An Analysis," *Historical Journal*, 26を参照。
- 22) 本稿では、創設者の考えに焦点を合わせて考察するので、20世紀初頭の状況が中心になる。伝記的な内容に関しては、A. Vernon (1958), 佐

- 伯・岡村訳(2006), ならびに Luther Worstenholm (1986), *Joseph Rowntree (1836-1925) A Typescript Memoir*, ed., by Steven Burkmanを中心に参照した。他方, 企業経営的な側面から分析したものに, Robert Fitzgerald (1995), *Rowntree and the Marketing Revolution 1862-1969*, Cambridgeがある。
- 23) Joseph Rowntree (1904), *The Founding Memorandum*, 29th December 1904 in Joseph Rowntree Foundation (1994), *The Joseph Rowntree Inheritance 1904-1994*, pp. 46-55.
- 24) JRCTについての研究として, 創設から50年を扱った次の書がある。Mark Freeman (2004), *The Joseph Rowntree Charitable Trust: A Study in Quaker Philanthropy and Adult Education 1904-1954*, York.
- 25) 詳しくは, L. E. Waddilove (1954), *One Man's Vision: The Story of the Joseph Rowntree Village Trust*を参照, 武田尚子(2011)「B. S. ロウントリーの田園ビレッジ建設と田園都市運動—イギリスにおける貧困研究と住宅問題の関連」『ソシオロジスト』13では, ロイド・ジョージと盟友関係にあったシーボームの住宅村には, 衰退傾向にあった自由党の住宅政策を担っていたという指摘がみられる。このことは, 新興企業家のイニシアチブによる労働者向け住宅建設なので, 当然である。岡村東洋光(2004)「ジョーゼフ・ラウントリーのガーデン・ビレッジ構想」『経済学史学会年報』(46), 31-47頁。
- 26) ジョーゼフは息子のシーボームに, ヨークの貧困調査を勧めたが, その調査には, ジョーゼフが飲酒調査の際に使ったスタッフとノウ・ハウを活用させた。シーボーム『貧困…都市生活の研究』Seebohm Rowntree, *Poverty A Study of Town Life*, Londonは1901年に出版された。
- 27) Adam Macqueen (2004), *The King of Sunlight*, London. A. G. Gardiner (1923), *Life of George Cadbury*, London. Michael Harrison (1999), *Bournville Model Village to Garden Suburb*, Chichester. 石田頼房(1991)「19世紀イギリスの工業村」『総合都市研究』42. 石田は, 工業村が田園都市に繋がったという面を強調している。岩間俊彦(2012)「第3章モデル工場村と公共制度」岡村・高田・金澤(2012)。
- 28) 5%フィランソロピーに関しては, J. N. Tarn (1973), *Five Per Cent Philanthropy an Account of Housing in Urban Areas between 1840 and 1914* および, G. W. Smalley (1909), *The Life of Sir Sydney H. Waterlow, bart., London Apprentice, Lord Mayor, Captain of Industry, and Philanthropist*, London, 岡村(2012)を参照。
- 29) 他に事例を挙げれば, ロンドンでの労働者向け住宅づくりの嚆矢としての, 1862年創立のジョージ・ピーボディ財団, 等がある。ボランティアな住宅建設運動について, 要領よくまとめたものには, C. V. Baker (1976), *Housing Associations*, London. Peter Malpass (2000), *Housing Associations and Housing Policy*, Londonがある。また, 1840年から1914年の間のボランティアなセクター住宅組織の活動成果については, Susannah Morris (2004), *Changing Perceptions of Philanthropy in the Voluntary Housing Field in Nineteenth and Early Twentieth Century London*, pp. 138-160, in Thomas Adam ed., *Philanthropy, Patronage, and Civil Society*. Indiana University Press. なお, ラウントリーに関しては, 山本通(2012)「第2章 企業福祉と社会福祉」岡村・高田・金澤(2012)。
- 30) 残念ながらジョーゼフの予測に反して, 社会問題は片付くことはなく, 35年の後, 三トラストは各評議会によりすべて再設定され, 今日まで存続している。
- 31) Mark Freeman (2004), *The Joseph Rowntree Charitable Trust: A Study in Quaker Philanthropy and Adult Education 1904-1954*, York, p. 227-8.
- 32) フリーマンは, もし, 教育的セトルが, 成人学校運動の派生物として最初から作られていたら, それは, 制度的形態を与えられ, 素早く先行し, 成人教育の主流に沿って発展したであろう, としている。日曜学校や識字学級は, 単なるヒューマニタリアニズムではなく, 信者獲得という側面もあり, 他宗派との競争関係に置かれた。M. Freeman (2004), p. 221.
- 33) JRSSTの歴史に関する著述としては, Tony Flower (2004), *Trusting in Change: A Story of Reform*, Centenary edition 2004, The Joseph Rowntree Reform Trust Ltd.がある。
- 34) ピアス・E・ルード(1975)「イギリス連合王

- 国の公益信託と公益活動』『信託』102, 80-87頁.
- 35) Gillian Wagner (1987), *The Chocolate Conscience*, London, p. 142.
- 36) A. Vernon (1958), p. 64, 佐伯・岡村訳 (2006) 67頁. なお, E. Jackson氏 (元JRF図書室秘書) によると, 残念なことに, この若き時代の論文の原稿は, その後紛失して残っていない.
- 37) Joseph Rowntree (1904), p. 50.
- 38) ジョーゼフはJ. A. Hobsonと懇意であり, 彼の分析を評価していた. 両者の交流は講演依頼の葉書等から窺える. *Records of Joseph Rowntree Trusts* (JRTRUST 93), in Borthwick Institute for Archives, York University.
- 39) Asa Briggs (1961), *A Study of the work of Seebohm Rowntree 1871-1954*, London.
- 40) 同時代の新興の資産家には, 田舎に地所を購入し, ジェントルマンになったケースも多かったが, 大規模なチャリティとしてのフィランソロピーを行った人々は, 異なる道を歩んだと言える. トラストによる労働者向け住宅づくりの事例については, 岡村東洋光 (2005) 「労働者住宅と庭園村」秋田清・中村守編著『環境としての地域』晃洋書房, pp. 48-68.
- 41) ジョーゼフは普通のチャリティをしなかったのではない. トラスト創設後も, 700ポンド近くを「小額雑費」として支出していた. その大部分はチャリティ目的であった. A. Vernon (1958), pp. 156-7, 佐伯・岡村訳 (2006) 181頁.
- 42) J. Rowntree (1904), *The Founding Memorandum*, pp. 47-8.
- 43) Elizabeth Jackson (2006), Joseph Rowntree (1801-1859), *York Historian*, vol. 23, p. 46. クェーカーには, 質素, 儉約, 禁欲, 誠実といったモラルと, 平和主義や平等主義的考え方が見られる. A. Vernon (1958), pp. 151-3. 佐伯・岡村訳 (2006) 175-7頁. David Burns Windsor (1980), *The Quaker Enterprise*, p. 166.
- 44) JRRTのホームページ <http://www.jrrt.org.uk/> 参照. 創始者G.フォックスの思想については, H. H. ブリントン, 鞍馬菊枝訳 (1985) 『クェーカーの宗教哲学』キリスト友会日本年会を参照. Memorandum, in 24th April 1919, In Luther Wostenholm, *Joseph Rowntree (1836-1925) A Type-script Memoir*, 1986, ed., by Steven Burkman, Private; pp. 1-8.
- 45) David Burns Windsor (1980), p. 166. ウィンザーは, この書での結論として, 成功した多くのクェーカー企業は, その成功ゆえに規模があまりに大きくなりすぎた結果, それを家族単位では維持できなくなったのであり, 負債の限度, 外部への投資, 私欲のない資本といった要因は, やがて家族的な経営の終焉の前兆となった, としている (p. 171).
- 46) Trevor Smith (2007), Joseph Rowntree Reform Trust Ltd., in *Dictionary of Liberal Thought*, collected and edited by Duncan Brack, Ed Randall, pp. 192-4. 岡谷慶子 (2007) 「イギリス人とチョコレート—イギリスの食文化 (Ⅲ)」『静岡産業大学情報学部研究紀要』9, 187-202頁.
- 47) 1972年のチャリティ・コミッションの報告や, 2006年の新チャリティ法はそうした拡張の結果であった.
- 48) Tony Flower, p. 6. なお, 現代では, 財政負担の軽減の観点から, 再び福祉問題を市場的な手法で解決するという手法に関心が寄せられている. コストベネフィット分析の観点から, Peter Beresford (2005), "Redistributing profit and loss: the new economics of the market and social welfare," *Critical Social Policy*, 25(4), pp. 464-482, ビジネスの手法の適用問題の分析を, Kevin Farnsworth (2006), "Capital to the rescue? New Labour's business solutions to old welfare problems," *Critical Social Policy*, 26(4), pp. 817-842が行っている. 結論は, ビジネスの手法の成功は限定的というものである. こうした手法は, すでに19世紀半ばに登場した5%フィランソロピーに例があるが, 今日では, 社会的な課題をビジネスの手法を通じて解決する活動としてのコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに関わる, いわゆる社会的起業家の事例において見られる. これらは, 社会性, 事業性, 革新性を要する事業体である. 参照, 境新一 (2010) 「社会的課題解決ビジネスと社会的企業に関する考察」『成城・経済研究』187, 315-356頁.

[九州産業大学経済学部教授]